秋田県告示第387号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。 平成30年 7 月31日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 供用開始の区間

	道路の種類	路線名	区	間
ſ	県道	川添下浜停車場線	秋田市下浜羽川字水垂30番2から36番1地先まで	

- 2 供用開始の期日 平成30年7月31日 14時
- 3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 - (1) 場所 秋田市山王四丁目1番2号 秋田県秋田地域振興局建設部用地課
 - (2) 期間 平成30年7月31日から同年8月14日まで(日曜日及び土曜日を除く。)